

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第43号議案 平成26年度島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
- 第44号議案 平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について
- 第45号議案 平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者の追加委嘱について
- 第46号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の制定について
- 第47号議案 島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の制定について
- 第48号議案 島原市文化振興補助金交付要綱の制定について
- 第49号議案 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の制定について

平成26年5月29日 定例会

第 4 3 号議案

平成 2 6 年度島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

平成 2 6 年度島原市心身障害児就学指導委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 2 6 年 5 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市心身障害児就学指導委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

平成26年度

島原市心身障害児就学指導委員会委員名簿

島原市教育委員会

氏 名	役 職 名	委嘱区分 委 員 会 規 則
たか ぎ あき のり 高 城 昭 紀	病院長 (精神科)	第3条 (1) 医師
いな だ よし ひさ 稲 田 善 久	外科医院長 (整形外科)	第3条 (1) 医師
かま ち こう しょう 蒲 池 興 照	福祉法人施設長	第3条 (2) 社会福祉施設職員
にし おか てつ お 西 岡 哲 男	県立島原特別支援学校校長	第3条 (4) 関係教育機関職員
お ぎき かおる 尾 崎 香	島原市保健センター保健師	第3条 (3) 学識経験者
い え やす ひろ 入 江 靖 宏	島原市立第三小学校校長 (特別支援教育研究部長)	第3条 (4) 関係教育機関職員
おお ほり ゆ か 大 堀 由 香	幼児ことばの教室相談員	第3条 (3) 学識経験者
いわ むら あつ こ 岩 村 篤 子	島原市立第一小学校教諭 (通級指導教室担当-LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員
こ なか のぶ こ 小 中 暢 子	島原市立第三小学校教諭 (通級指導教室担当-LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員
きゅう ま ゆ き こ 久 間 由紀子	島原市立第一中学校教諭 (特別支援学級担任-知的障害)	第3条 (4) 関係教育機関職員

(参考)

島原市心身障害児就学指導委員会規則（抜粋）

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級（知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等）並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

第 4 4 号議案

平成 2 6 年度 島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について

島原市立中学校部活動外部指導者の下記の者を解嘱する。

記

(第一中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所
バスケットボール	陶山圭一郎	男		

平成 2 6 年 5 月 2 9 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮 原 照 彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 7 条により、委嘱を解嘱しようとするものである。

第 4 5 号議案

平成 2 6 年度島原市立中学校部活動外部指導者の追加委嘱について

島原市立中学校部活動外部指導者に下記の者を追加委嘱する。

記

(第一中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	備考
陸 上	寺田 悠貴	男			追加
サッカー	林田 行弘	男			追加
バレー女子	黒岩 洋史	男			追加
卓 球	徳永 清	男			追加

平成 2 6 年 5 月 2 9 日 提出

島原市教育委員会
教育長 宮 原 照 彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 5 条及び第 7 条により、指導者に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力を得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

平成26年度 島原市中学校部活動外部指導者一覧表(案)

平成26年5月29日現在

学 校 名	部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	新規・継続
島原市立第一中学校	野 球	武 次 亮 太	男			継続
		荒 川 浩 一	男			継続
	剣道(男)	本 多 幸 治	男			継続
	剣道(女)	太 田 清 敏	男			継続
		中 村 壽 文	男			継続
	卓 球	徳 永 清 己	男			継続
		徳 永 清 己	男			新 規
	バレーボール(女)	黒 岩 洋 史	男			新 規
	陸 上	寺 田 悠 貴	男			新 規
	サッカー	土 本 富 三 幸	男			継続
		野 島 翼	男			継続
		林 田 行 弘	男			新 規
	ソフトテニス(男)	山 本 寛 一 郎	男			継続
		原 田 佳 幸	男			継続
	ソフトテニス(女)	内 藤 賢 裕	男			継続
	ブラスバンド	岡 崎 和 興	男			継続
島原市立第二中学校	バスケットボール(男)	松 崎 将 治	男			継続
	バスケットボール(女)	宇 土 宏	男			継続
	バレーボール(女)	高 木 清 治	男			継続
	ソフトテニス(男)	山 本 達 一	男			継続
	ソフトテニス(女)	珠 林 成 子	女			継続
	サッカー	石 本 幸 紀	男			継続
	柔 道	高 田 悦 成	男			継続
		笹 田 浩 司	男			継続
	剣 道	鈴 木 智 詞	男			継続
	陸 上	一 ノ 瀬 英 治	男			継続
	野 球	吉 田 信 人	男			継続
		白 井 浩 二	男			継続
島原市立第三中学校	サッカー	園 田 雅 彦	男			継続
	野 球	森 永 敏 夫	男			継続
		松 尾 和 彦	男			継続
	バレーボール(女)	平 坂 憲 吾	男			継続
	ソフトテニス(男)	永 田 栄 治	男			継続
	卓 球(女)	入 江 輝 之	男			継続
	ソフトテニス(女)	中 村 博 喜	男			継続
		松 崎 昭 彦	男			継続
		松 下 範 行	男			継続
島原市立三会中学校	野 球	吉 田 章	男			継続
		福 島 真 一	男			継続
	柔 道	下 田 文 男	男			継続
	ソフトボール	小 笹 清 子	女			継続
		大 津 崇 嗣	男			継続
	ソフトテニス(男)	橋 口 真 吾	男			継続
		森 川 香 里	女			継続
	バレーボール(女)	村 川 美 智 子	女			継続
	サッカー	小 森 慎 司	男			継続
		荒 木 洋 之	男			継続
	吹 奏 楽	本 多 邦 年	男			継続
島原市立有明中学校	野 球	金 子 一 雄	男			継続
		宇 土 靖	男			継続
	ソフトテニス(男)	荒 木 義 文	男			継続
	ソフトテニス(女)	大 川 エ ミ	女			継続
		松 本 恒 一	男			継続
	バレーボール(男)	太 田 優	男			継続
		松 本 裕 一	男			継続
		林 田 靖 仁	男			継続
	バスケットボール(男)	尾 崎 正 祥	男			継続
	バスケットボール(女)	吉 本 義 博	男			継続
		坂 上 敏 樹	男			継続
		吉 本 大 起	男			継続
	サッカー	小 林 真 澄	男			継続
		宇 土 将 輝	男			継続
		宮 本 昂 遼	男			継続
	剣 道	前 田 英 幸	男			継続
	柔 道	堀 川 和 徳	男			継続
		堀 川 耕 平	男			継続
	水 泳	竹 田 宗 晴	男			継続
		加 藤 寛 也	男			継続

第46号議案

島原市学校教育振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、学校教育の振興を目的に、予算の定めるところにより、島原市学校教育振興補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則(昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、島原市学校教育振興補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、島原市学校教育振興補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかに島原市学校教育振興補助金内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、島原市学校教育振興補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後すみやかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書

- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市学校教育振興補助金交付確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市学校教育振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後補助金を概算払により交付することができる。この場合において交付決定者は、前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 交付決定者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めたときは、交付決定者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした申請の手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者
島原半島地区人権教育研究会補助金	あらゆる差別の解消に向け、島原半島地区の人権教育担当職員の研修等を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	研究会の運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原半島地区人権教育研究会
島原半島三市特別支援教育連絡協議会補助金	島原半島三市にある教育機関が連携し、障害等のある幼児児童生徒の教育について意見交換や研修等を行うことにより、島原半島の特別支援教育の充実、推進に寄与することを目的とする。	協議会の運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原半島三市特別支援教育連絡協議会
長崎県情緒障害教育研究大会島原大会開催地補助金	情緒障害教育についての研修を行い、関係者同士の交流を深め、情報交換等を行うことによって、県下の情緒障害教育の推進を図ることを目的とする。	島原大会開催時運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県情緒障害教育研究会
特別支援教育活動費補助金	特別支援学級の児童・生徒の校外学習・職場体験等を通して学習上又は生活上の困難さに対応する力を伸ばすことを目的とする。	研究部の運営に要する経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市特別支援教育研究部
島原市教育研究会補助金	教職員の自主的な研修を促進することにより本市小・中学校教育の振興を図ることを目的とする。	研究会の運営に要する経費の一部	180 円×学級数	・島原市小学校教育研究会 ・島原市中学校教育研究会
島原市教育委員会指定小学校研究校補助金	小学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	研究活動費	予算の範囲内で市長が認める額	・島原市立第一小学校研究会 ・島原市立第二小学校研究会 ・島原市立第三小学校研究会 ・島原市立第四小学校研究会 ・島原市立第五小学校研究会 ・島原市立三会小

				学校研究会 ・島原市立大三東 小学校研究会 ・島原市立高野小 学校研究会 ・島原市立湯江小 学校研究会
島原市教育委員会指定中学校研究校補助金	中学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	研究活動費	予算の範囲内で市長が認める額	・島原市立第一中学校研究会 ・島原市立第二中学校研究会 ・島原市立第三中学校研究会 ・島原市立三会中学校研究会 ・島原市立有明中学校研究会
九州地区中学校技術・家庭科教育研究大会開催地補助金	九州地区中学校技術・家庭科教育担当職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	島原大会開催時運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県中学校技術・家庭科教育研究会
島原市小学校体育大会補助金	島原市の小学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や陸上競技の技術の向上を図ることを目的とする。	大会に要する経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市小学校体育連盟
島原市中学校体育大会補助金	島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市中学校体育連盟
長崎県中学校総合体育大会選手派遣費補助金	長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣することを目的とする。	選手等の派遣に要する経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市中学校体育連盟
中学校総合体育大会九州・	中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派	選手等の派遣に要する	予算の範囲内で市長が	島原市中学校体育連盟

全国大会派遣 費補助金	遣することを目的とする。	経費の一部	認める額	
中学校部活動 運営費補助金	部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長を目的とする。	各部活動の運営に要する経費	1,600 円×部活動加入生徒	・島原市立第一中学校島原市部活動振興会連絡協議会 ・島原市立第二中学校部活動振興部 ・島原市立第三中学校部活動振興会 ・島原市立三会中学校部活動後援会 ・島原市立有明中学校課外クラブ振興会
島原市学校保健会運営費補助金	子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健の向上発展を目的とする。	学校保健会の運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市学校保健会
学校給食研究会補助金	学校給食の充実を図り、食に関する指導のねらいを踏まえた食育を推進するため、小中学校給食関係職員の研修等を実施し、資質向上を目指すことを目的とする。	研究会の運営に要する経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市学校給食研究会
視聴覚教育研究費補助金	各・小中学校にて使用するソフト教材の購入や視聴覚担当職員の研修等を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	研究活動費	30 円 × 児童・生徒数	島原市学校視聴覚教育連盟
豊後高田市・島原市兄弟校児童会交流事業補助金	豊後高田市・島原市の兄弟都市の交流を更に深め、両市小学生の活力を生む豊かな児童会交流を継続的に行い、21 世紀の郷土を担う青少年の育成を図ることを目的とする。	交流事業に要する経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市兄弟校児童会交流推進協議会

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年度（補助金の名称）交付申請書

年度における（補助金の名称）について、 円を交付されるよう、島原市学校教育振興補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

島原市指令 第 号

令達先 住 所
団 体 名
代表者名

年度（補助金の名称）交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度 （補助金の名称） の交付
について、島原市学校教育振興補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付すること
に決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

1 交付決定額 円

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年度（補助金の名称）内容変更申請書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、島原市学校教育振興補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4号（第6条関係）

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 印

年度（補助金の名称）実績報告書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった
（補助金の名称）について、島原市学校教育振興補助金交付要綱第6条の規定により、そ
の実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

様式第5号（第7条関係）

島原市指令 第 号

令達先 住 所
団 体 名
代表者名

年度（補助金の名称）交付額確定通知書

年 月 日付島原指令 第 号で交付の決定をした 年度
（補助金の名称）について、島原市学校教育振興補助金交付要綱第7条の規定により、次の
とおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第6号（第8条関係）

（補助金の名称）交付請求書（精算払・概算払）

平成 年 月 日

島原市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定の通知があった（補助金の名称）について、島原市学校教育振興補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

平成26年5月29日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市学校教育振興補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。

第47号議案

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、社会教育関係団体等の事業と運営の充実を図り、もって市民の社会教育の推進を図るため、社会教育や生涯学習の推進に資する事業（以下「補助事業」という。）を行う社会教育関係団体等に対し、予算の範囲内において島原市社会教育関係団体等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、補助対象団体、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受ける団体は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

(経費の配分等の軽微な変更)

第5条 規則第11条第2項第1号の規定による軽微な変更とは、別に定める場合を除き、補助目的の達成に何ら支障のないと認められる経費の配分の変更（補助額の変更を伴わないものに限る。）とする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第7条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受け取った日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 第6条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業の完了した日から30日を経過した日（市長が別に指示したときは、その期限）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第4号）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、概算払交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした申請の手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助対象団体等	補助対象経費	補助額
ホタルの里活動事業補助金	高野小学校ホタルの里活動事業協議会	ホタルの里の運営等にかかる経費	57,000 円
	第四小学校ホタルの里活動事業協議会	ホタルの里の運営等にかかる経費	57,000 円
各種研究大会・発表大会派遣費補助金	九州大会以上の大会に出場する、島原市内の社会教育関係団体または個人	大会派遣にかかる経費	3,000 円 ～50,000 円
社会を明るくする運動推進費補助金	「社会を明るくする運動」島原地方実施委員会	社会を明るくする運動に関する経費	24,300 円
小学校区青少年健全育成協議会補助金	青少年健全育成連絡協議会（6地区） 有明地区青少年育成会議	地区青少年健全育成協議会の運営等にかかる経費	1 地区 162,000 円
長崎県青年大会出場者補助金	長崎県青年大会島原市選手団	青年大会出場にかかる参加費	1 人 2,500 円以内
島原市PTA連合会活動行事補助金	島原市PTA連合会	島原市RTA連合会の運営等にかかる経費	66,500 円
日本PTA全国研究大会長崎大会島原分科会実行委員会運営費補助金	日本PTA長崎大会島原分科会実行委員会	日本PTA研究大会長崎大会島原分科会実行委員会事務局運営等にかかる経費	500,000 円
島原市子ども会育成連絡協議会活動費補助金	島原市子ども会育成連絡協議会	島原市子ども会育成連絡協議会の運営等にかかる経費	400,000 円
島原市青少年健全育成連絡協議会補助金	島原市青少年健全育成連絡協議会	青少年健全育成協議会の運営と週末余暇活動にかかる経費	395,000 円
島原市青年団活動行事補助金	白山青年団	青年団の運営等にかかる経費	60,000 円
島原市婦人会連絡協議会活動行事補助金	島原市婦人会連絡協議会	婦人会活動の運営等にかかる経費	800,000 円
自治公民館連絡協議会補助金	有明地区自治公民館連絡協議会	自治公民館連絡協議会の運営等にかかる経費	50,000 円
島原市少年センター少年補導委員協議会運営補助金	島原市少年センター少年補導委員協議会	少年補導委員協議会の運営等にかかる経費	56,700 円

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者（住所）

（氏名） ⑩

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）交付申請書

年度における（補助事業等の名称）について（補助金等の名称） 円を交付
されるよう、島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第
__号）第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 （市長が必要と認める書類）

（令達先）（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）交付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた__年度（補助金等の名称）の交付について、
島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第6条
の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長



記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

島原市長 様

（住所）

（氏名） ㊟

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助事業等の名称）実績報告書

年 月 日付島原市指令第 号で交付の決定の通知があつた（補助金等の名称）について、島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 （市長が必要と認める書類）

島原市指令 第 号

（令達先）（住所）

（氏名） ㊟

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）交付確定通知書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした__年度（補助金等の名称）について、島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島原市長 ㊟

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

島原市長 様

請求者（住所）
（氏名） ⑩
（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で額の確定の通知があった（補助金等の名称）を下記のとおり交付されるよう、島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第10条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

2 受領方法 口座振替・窓口払い

金 融 機 関	銀行 支店		
預 金 種 別	普 通・当 座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義			

年 月 日

島原市長 様

請求者（住所）

（氏名） ㊟

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）概算払交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった__年度
（補助金等の名称）を下記のとおり交付されるよう、島原市社会教育関係団体等補助金
交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第10条の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額

3 受領方法 口座振替・窓口払い

金 融 機 関	銀行			支店
預 金 種 別	普 通・当 座	口 座 番 号		
フリガナ				
口 座 名 義				

平成26年5月29日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市社会教育関係団体等補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。

島原市文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、文化団体等の事業と運営の充実を図り、もって市民文化の向上を図るため、文化振興に資する事業（以下「補助事業」という。）を行う文化団体等に対し、予算の範囲内において島原市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、補助対象団体、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受ける団体は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

(経費の配分等の軽微な変更)

第5条 規則第11条第2項第1号の規定による軽微な変更とは、別に定める場合を除き、補助目的の達成に何ら支障のないと認められる経費の配分の変更（補助額の変更を伴わないものに限る。）とする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第7条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受け取った日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 第6条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業の完了した日から30日を経過した日（市長が別に指示したときは、その期限）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第4号）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、概算払交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした申請の手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助対象団体等	補助対象経費	補助額
島原市音楽連盟補助金	島原市音楽連盟	連盟の運営等にかかる経費	135,000 円
島原文化連盟活動費補助金	島原文化連盟	連盟の運営等にかかる経費	171,000 円
有明文化協会活動費補助金	有明文化協会	協会の運営等にかかる経費	684,000 円
島原民俗芸能団体育成補助金	市内民俗芸能団体 (10 団体)	各民俗芸能団体の運営等にかかる経費	1 団体 40,000 円
各種大会等派遣費補助金	全国大会・九州大会出場選手役員	大会出場にかかる経費	3,000 円 ～50,000 円
郷土の先人顕彰活動補助金 (丸山作楽) (宮崎康平)	さくら会 宮崎康平忌実行委員会	顕彰活動に要する経費の一部	さくら会 27,000 円 宮崎康平忌実行委員会 18,000 円

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者（住所）

（氏名） ㊟

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称）交付申請書

年度における（補助事業等の名称）について（補助金等の名称） 円を交付
されるよう、島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第
3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 （市長が必要と認める書類）

（令達先）（住所）

（氏名）

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称）交付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた__年度（補助金等の名称）の交付について、
島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第6条の規定に
より、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長



記

1 交付決定額 円

2 交付決定の内容

3 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

島原市長 様

（住所）

（氏名） ㊟

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市文化振興補助金（補助事業等の名称）実績報告書

年 月 日付島原市指令第 号で交付の決定の通知があつた（補助金等の名称）について、島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第 号）第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 市長が必要と認める書類

島原市指令 第 号

（令達先）（住所）

（氏名） ㊟

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称）交付確定通知書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした__年度（補助金等の名称）について、島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第__号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。

年 月 日

島原市長 ㊟

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

島原市長 様

請求者（住所）

（氏名） ㊞

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称）交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で額の確定の通知があった（補助金等の名称）を下記のとおり交付されるよう、島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第第__号）第10条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

2 受領方法 口座振替・窓口払い

金 融 機 関	銀 行		支 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義			

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

島原市長 様

請求者（住所）

（氏名） ㊤

（法人団体等にあつては名
称及び代表者の氏名）

年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称）概算払交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった__年度
（補助金等の名称）を下記のとおり交付されるよう、島原市文化振興補助金交付要綱
（平成26年教育委員会告示第第__号）第10条の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額

3 受領方法 口座振替・窓口払い

金 融 機 関	銀行			支店
預 金 種 別	普 通・当 座	口 座 番 号		
フリガナ				
口 座 名 義				

平成26年5月29日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市文化振興補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。

第49号議案

島原市スポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スポーツの振興を目的に、予算の定めるところにより、島原市スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、島原市スポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

- (1) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、島原市スポーツ振興補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに島原市スポーツ振興補助金内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、島原市スポーツ振興補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書又はこれに代わる書類
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市スポーツ振興補助金交付額確定通知書（様式第5号）を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市スポーツ振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において補助事業者は、前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めたときは、補助事業者へ報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした申請の申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、 対象経費	補助率又は額	補助対象者
地区別各種大会補助金	各地区が開催するスポーツ大会を通じて地区住民の交流、健康増進、地域スポーツの振興を目的とする。	各地区で開催されるスポーツ大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	各地区町内会・自治会連絡協議会
郡市対抗県下一周駅伝大会補助金	島原半島長距離選手の競技力向上及び県内郡市の交流促進を目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	県下一周駅伝島原半島チーム
島原市長杯少年サッカーフェスティバル補助金	少年サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市市長杯少年サッカーフェスティバル実行委員会
全国・九州大会等選手派遣費補助金	全国大会・九州大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員の派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	全国大会・九州大会出場選手等及び役員等
島原市スポーツ少年団運営費補助金	スポーツ少年団の活動の育成、普及を目的とする。	スポーツ少年団の組織運営に要する経費・加盟する団体の運営に要する経費の一部・スポーツ少年団が加入する安全保険料・事務局のスポーツ少年団への登録料	予算の範囲内で市長が認める額	島原市スポーツ少年団
島原市スポーツ推進委員協議会	スポーツの推進に寄与することを目的とする。	協議会の組織運営に要する経費・協議会が負担する会費・その他協議会の研修に係る経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原市スポーツ推進委員協議会

島原市体育協会運営費補助金	市民体力の向上及びスポーツ精神を養うことを目的とする。	体育協会の運営に要する経費。加盟する競技団体・県体育協会の運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額。	島原市体育協会
島原半島地区対抗駅伝競走大会補助金	本市の長距離選手の競技力向上及び島原市・雲仙市・南島原市の交流と活性化を目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原半島地区対抗駅伝競走大会実行委員会
長崎県民体育大会役員選手派遣費補助金	県民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員の派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市体育協会
市民体育祭交付金	市民の体育・スポーツの普及振興と競技力の向上を図り、あわせて市民相互の親睦融和を深め、明るく健全な郷土島原の発展に寄与する	市民体育祭に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市民体育祭大会会長
国民体育大会役員選手派遣費補助金	国民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員の派遣に要する経費の一部	選手1名につき1万円	島原市体育協会

様式第 1 号

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住所

氏名

印

年度島原市スポーツ振興補助金交付申請書
(補助金名)

年度における島原市スポーツ振興補助金について、 円を交付されるよう、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 そ の 他

様式第 2 号

島原市指令 第 号

年度島原市スポーツ振興補助金交付決定通知書
(補助金名)

(令達先) 住所

氏名

年 月 日付で申請があった 年度島原市スポーツ振興補助金の交付について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第 4 条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

1 交付決定額

円

様式第3号

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住所

氏名 印

年度島原市スポーツ振興補助金内容変更申請書
(補助金名)

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった
上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、島原市スポーツ振興補助金交付要綱
第5条の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

様式第 4 号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名

㊞

年度島原市スポーツ振興補助金実績報告書
(補助金名)

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定の通知があった島原市スポーツ振興補助金について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第 6 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

様式第5号

島原市指令 第 号

年度島原市スポーツ振興補助金交付額確定通知書
(補助金名)

(令達先) 住所

氏名

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした
年度島原市スポーツ振興補助金について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第
7条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第 6 号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名

印

年度スポーツ振興補助金交付請求書（精算払・概算払）
（補助金名）

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があ
った島原市スポーツ振興補助金について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第 8 条の規
定により請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請 求 額 円
- 3 受 領 方 法 口座振替 ・ 窓口払い

金融機関			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

平成26年5月29日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市スポーツ振興補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。